

写

資料 1

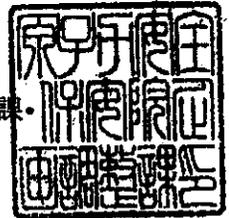
経済産業省

22原企課第86号

平成22年9月7日

容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更手続に関する注意喚起について

経済産業省原子力安全・保安院企画調整課



経済産業省原子力安全・保安院保安課

NISA-251c-10-8

平成22年5月に三重県及び同年6月に愛知県による高圧ガス容器の所有者に対する立入検査の結果、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号。以下「高圧法」という。）第54条第1項の規定に基づかず容器に充てんする高圧ガスの種類を変更している容器があったことが判明しました（別紙参照）。

高圧法第54条第1項の規定に基づき、容器の所有者は、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、刻印等をすべきことを経済産業大臣、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に申請することとなっています。

このため、原子力安全・保安院は、保安の確保の観点から、容器の所有者に対し、容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更をしようとするときは下記事項を遵守するよう周知します。

記

容器の所有者は、高圧法第54条第1項及び容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第9条の規定に基づき、その容器に充てんしようとする高圧ガスの種類又は圧力を変更しようとするときは、内容積500リットル以下の容器にあつては都道府県知事、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に、内容積500リットルを超える容器にあつては産業保安監督部長、高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関に刻印等をすべきことを申請し、刻印等を受けること。

写

22消保第1613号

平成22年12月27日

愛知県高圧ガス安全協会会長 様  
社団法人愛知県エルピーガス協会会長 様  
愛知県冷凍設備保安協会会長 様  
中部冷凍空調協会理事長 様

愛知県防災局長

高圧ガス保安法の遵守に関する注意喚起について（依頼）

平素より本県の産業保安行政の推進につきましては、御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、このたび高圧ガス事業所において、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に定められた手続き（許可申請・届出）を経ずに変更の工事を行ったことが判明し嚴重注意を行いました。

これらの行為は、高圧ガス保安法に違反するものであり、誠に遺憾なことです。

このため、愛知県は、保安の確保の観点から、高圧ガス保安法の遵守が徹底されるよう注意喚起します。

つきましては、貴会員関係事業所に対して、高圧ガス保安法の遵守を徹底するよう周知をお願いいたします。

担当 消防保安課産業保安室  
高圧ガス保安グループ  
電話 052-954-6198

**移動式製造設備の充てんホースに係る  
変更許可等手続について（一般高圧ガス関係）**

最近の保安検査等において、移動式製造設備であるタンクローリーから定置式の製造設備に高圧ガスを充てんする際に使用するホース（以下「充てん用ホース」という。）が、許可を受けずに使用されている事案がありました（下記参照）。

充てん用ホースは高圧ガスが通る部分であるため、移動式製造設備又は受入側の設備の一部として許可を受ける必要があります。

同様のケースが他にもあることが懸念されるため、充てん事業者及び受入用ホースを保管している事業者におかれましては、充てん用ホースが設備の一部として許可を受けているか否かをご確認いただき（具体的には、機器一覧及びフロー図に当該ホースが記載されているか否かを確認。）、手続がされていない場合は、早急に変更許可申請を行い、完成検査を受検してください。

### 1 許可を受けていなかった事案

#### ケース 1 . . . 移動式製造設備の充てんホース

移動式製造設備の容器乗せ替えの変更許可申請の際、フローシートにも機器一覧にも充てんホースの記載がないことに気づいた。

充てんホースは移動式製造設備とは別に購入しているため、当初の移動式製造設備の許可申請の際、充てんホースを含めず書類を作成し申請していたものと思われる。

早急に変更許可申請を行い、完成検査を受検するよう指導した。

#### ケース 2 . . . 受け入れ側に保管されているホース

定置式製造設備のある事業所で保安検査を実施した際、受入時に使用する延長用のフレキシブルホースが保管されていた。

当該フレキシブルホースは保安検査の対象外であったため、管理者や管理方法等について尋ねたところ、受入側でも充てん事業者側でも互いに相手方が管理しているものと認識していた。

その後の調査により、このホースは受入側の依頼により高圧ガス販売事業者が提供したものであり、法的手続を経ていないことが判明したため、定置式製造設備の一部として変更許可申請を行い、完成検査を受検する予定。

## 2 変更許可申請及び完成検査について【第一種製造者】

### (1) 移動式製造設備側のホースにかかる申請等

#### ア 変更許可申請

##### (ア) 必要書類

- ・高圧ガス製造施設等変更許可申請書
- ・製造施設等変更明細書
- ・技術上の基準の一覧・・・耐圧、気密、強度に係るもの  
(一般則第8条第1項第3号→第6条第1項第11号～13号、第8条第2項)
- ・フローシート
- ・ホースの4倍耐圧試験成績書

※ この他、委任状等申請者や申請内容によって追加書類が必要な場合もあります。

##### (イ) 手数料

1申請につき3,200円(移動式製造設備のみを有する事業所の場合)

※1申請につき、複数台申請可能です。ただし、1申請で許可を受けたものは完成検査も1回で実施することとなりますので、完成検査が可能な単位で申請してください。

#### イ 完成検査申請

##### (ア) 必要書類

- ・製造施設完成検査申請書
- ・耐圧・気密試験成績書

##### (イ) 手数料

1申請につき2,400円(移動式製造設備のみを有する事業所の場合)

### (2) 定置式製造設備側のホースにかかる申請等

#### ア 変更許可申請

##### (ア) 必要書類

- ・高圧ガス製造施設等変更許可申請書
- ・製造施設等変更明細書
- ・技術上の基準の一覧・・・火気距離、耐圧、気密、強度、材料、静電気除去に係るもの  
(一般則第6条第1項第3号、11号～14号、38号、第6条第2項)
- ・フローシート
- ・ホースの4倍耐圧試験成績書及び構造図

※ この他、委任状等申請者や申請内容によって追加書類が必要な場合もあります。

##### (イ) 手数料

16,000円

#### イ 完成検査申請

##### (ア) 必要書類

- ・製造施設完成検査申請書
- ・耐圧・気密試験成績書
- ・ミルシート

##### (イ) 手数料

12,000円

## 3 第一種製造者以外の手続について【第一種貯蔵所、第二種製造者、第二種貯蔵所、特定高圧ガス消費者】

第一種製造者以外であっても、該当する設備がある場合は変更手続が必要です(第一種貯蔵所は変更許可、その他は変更届)。

必要書類は手続案内及び上記2を参考に整えてください。この場合「高圧ガス製造施設等許可申請書」はそれぞれの申請書又は届出書に読み替えてください。ご不明な点は担当者にお問い合わせください。なお、届出の場合は手数料及び完成検査はありません。

## 4 本件に関するお問い合わせ先

愛知県防災局消防保安課 産業保安室 高圧ガス保安グループ

電話 052-954-6198